

国 地 契 第 5 0 号  
平成30年2月15日

各地方整備局長 殿

国土交通事務次官  
(公印省略)

「工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領」の一部改正について

標記について、工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領（昭和41年12月23日付け建設省厚第79号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(経営事項評価 (共通) 点数)</p> <p>第3 建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示 (平成29年国土交通省告示第1196号。以下「改正告示」という。) による改正前の建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件 (平成20年国土交通省告示第85号。以下「旧告示」という。) に基づき建設業法 (昭和24年法律第100号) 第27条の29第1項の総合評定値の通知を受けている者及び平成30年3月31日以前に建設業法施行規則 (昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。) 第19条の7第2項の経営規模等評価申請書に準ずる書類を提出した道路清掃作業参加者等 (選定要領第2第一号に規定する道路清掃作業参加者等をいう。以下同じ。) の経営事項評価 (共通) 点数は、次の各号に定めるところにより算定するものとする。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>ハ 選定要領第2第二号イの(ニ)に掲げる項目のうちイ及びロに掲げる項目以外の項目 (社会性等) の点数は、次の(イ)から (ル) までに定めるところにより算出した労働福祉の状況の点数、営業年数の点数、民事再生法又は会社更生法の適用の有無の点数、防災協定締結の有無の点数、法令遵守の状況の点数、監査の受審状況の点数、公認会計士等の点数、研究開発の状況の点数、建設機械の保有状況の点数及び国際標準化機構が定めた規格による登録の状況の点数並びに若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況の点数を次の算式によって計算した点数とする。</p>	<p>(経営事項評価 (共通) 点数)</p> <p>第3 建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示 (平成26年国土交通省告示第1055号。以下「改正告示」という。) による改正前の建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件 (平成20年国土交通省告示第85号。以下「旧告示」という。) に基づき建設業法 (昭和24年法律第100号) 第27条の29第1項の総合評定値の通知を受けている者及び建設業法施行規則等の一部を改正する省令 (平成26年国土交通省令第85号。以下「改正省令」という。) による改正前の建設業法施行規則 (昭和24年建設省令第14号。) 第19条の7第2項の経営規模等評価申請書に準ずる書類を提出した道路清掃作業参加者等 (選定要領第2第一号に規定する道路清掃作業参加者等をいう。以下同じ。) の経営事項評価 (共通) 点数は、次の各号に定めるところにより算定するものとする。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>ハ 選定要領第2第二号イの(ニ)に掲げる項目のうちイ及びロに掲げる項目以外の項目 (社会性等) の点数は、次の(イ)から (ヌ) までに定めるところにより算出した労働福祉の状況の点数、営業年数の点数、民事再生法又は会社更生法の適用の有無の点数、防災協定締結の有無の点数、法令遵守の状況の点数、監査の受審状況の点数、公認会計士等の点数、研究開発の状況の点数、建設機械の保有状況の点数並びに国際標準化機構が定めた規格による登録の状況の点数を次の算式によって計算した点数とする。</p>
<p>算式</p> <p>(イ)～(ル) の点数の合計点数×10×190/200</p> <p>(イ) 労働福祉の状況の点数は、次の算式によって算出した点数とする。</p> <p>算式</p> $Y1 \times 15 - Y2 \times 40$ <p>この式においてY1及びY2は、それぞれ</p>	<p>算式</p> <p>(イ)～(ヌ) の点数の合計点数×10×190/200</p> <p>(イ) 労働福祉の状況の点数は、次の算式によって算出した点数とする。</p> <p>算式</p> $Y \times 15$ <p>Y：選定要領第2第二号イの(ニ)に掲げ</p>

下記の値を表すものとする。

Y 1：選定要領第2 第二号イの(ニ)に掲げる項目のうち旧告示第一の四の1の(四)から(六)までの各項目について加入又は導入をしているとされたものの数

Y 2：選定要領第2 第二号イの(ニ)に掲げる項目のうち旧告示第一の四の1の(一)から(三)までの各項目について加入をしていないとされたものの数

(ロ)～(ヌ) (略)

(ル) 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況の点数は、旧告示別表第十五の(1)又は(2)の区分に応じ、別表第15の点数の欄に掲げる点数及び旧告示別表第十六の(1)又は(2)の区分に応じ、別表第16の点数の欄に掲げる点数を合計した点数とする。

第3の2 改正告示による改正後の建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成20年国土交通省告示第85号。以下「新告示」という。)に基づき建設業法第27条の29第1項の総合評定値の通知を受けている者及び平成30年4月1日以降に規則第19条の7第2項の経営規模等評価申請書に準ずる書類を提出した道路清掃作業参加者等の経営事項評価(共通)点数は、次の各号に定めるところにより算定するものとする。

一～二 (略)

三 (略)

イ～ロ (略)

算式

$$Y 1 \times 15 - Y 2 \times 40$$

この式においてY 1及びY 2は、それぞれ次の値を表すものとする。

Y 1：選定要領第2 第二号イの(ニ)に掲げる項目のうち新告示第一の四の1の(四)から(六)までの各項目について加入又は導入をしているとされたものの数

Y 2：選定要領第2 第二号イの(ニ)に掲げる項目のうち新告示第一の四の1の(一)から(三)までの各項目について加入をしてい

る項目のうち旧告示第一の四の1の(四)から(六)までの各項目について加入又は導入をしているとされたものの数

(ロ)～(ヌ) (略)

(新設)

第3の2 改正告示による改正後の建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成20年国土交通省告示第85号。以下「新告示」という。)に基づき建設業法第27条の29第1項の総合評定値の通知を受けている者及び改正省令による改正後の建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号。以下「新規則」という。)第19条の7第2項の経営規模等評価申請書に準ずる書類を提出した道路清掃作業参加者等の経営事項評価(共通)点数は、次の各号に定めるところにより算定するものとする。

一～二 (略)

三 (略)

イ～ロ (略)

算式

$$Y \times 15$$

Y：選定要領第2 第二号イの(ニ)に掲げる項目のうち新告示第一の四の1の(四)から(六)までの各項目について加入又は導入をしているとされたものの数

ないとされたものの数

(共同企業体の特例)

第5 共同企業体の経営事項評価点数及び技術評価点数の算定方法に関する特例については、共同企業体の資格審査要領（昭和37年11月27日付け建設省発計第79号）及び次項から第7項までに定めるところによるものとする。なお、構成員が新告示に基づき建設業法第27条の29第1項の総合評定値の通知を受けている者及び平成30年4月1日以降に規則第19条の7第2項の経営規模等評価申請書に準ずる書類を提出した道路清掃作業参加者等である場合は、次項から第7項までの規定のうち、第3を第3の2と読み替えるものとする。

別表8

区分	防災協定締結の有無	点数
(1)	有	20
(2)	無	0

別表13

区分	建設機械の所有及びリース台数	点数
(1)	15台以上	15
(2)	14台	14
(3)	13台	13
(4)	12台	12
(5)	11台	11
(6)	10台	10
(7)	9台	9
(8)	8台	8
(9)	7台	7
(10)	6台	6
(11)	5台	5
(12)	4台	4
(13)	3台	3
(14)	2台	2
(15)	1台	1
(16)	0台	0

(共同企業体の特例)

第5 共同企業体の経営事項評価点数及び技術評価点数の算定方法に関する特例については、共同企業体の資格審査要領（昭和37年11月27日付け建設省発計第79号）及び次項から第7項までに定めるところによるものとする。なお、構成員が新告示に基づき建設業法第27条の29第1項の総合評定値の通知を受けている者及び新規規則第19条の7第2項の経営規模等評価申請書に準ずる書類を提出した道路清掃作業参加者等である場合は、次項から第7項までの規定のうち、第3を第3の2と読み替えるものとする。

別表8

区分	防災協定締結の有無	点数
(1)	有	15
(2)	無	0

別表13

区分	建設機械の所有及びリース台数	点数
(1)	15台以上	15
(2)	14台	14
(3)	13台	13
(4)	12台	12
(5)	11台	11
(6)	10台	10
(7)	9台	9
(8)	8台	8
(9)	7台	7
(10)	6台	6
(11)	5台	5
(12)	4台	4
(13)	3台	3
(14)	2台	2
(15)	1台	1
(16)	0台	0

附 則

この通知による改正後の工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領は、平成30年度以降に締結する工事請負契約に関する事務処理について適用する。